

みねししょうがいしゃけいかく 美祢市障害者計画

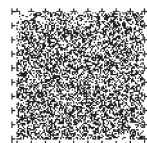
れいわねんど れいわねんど
令和4年度～令和8年度

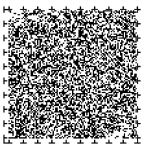


れいわねんがつ
令和4年3月



美祢市
MINE CITY

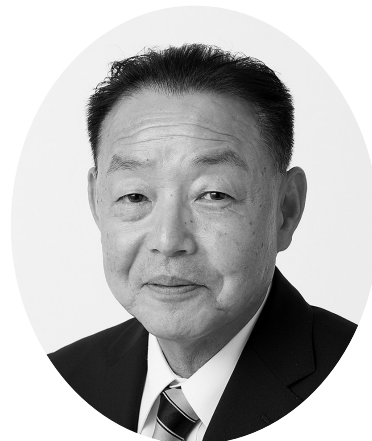




はじめに

このたび策定します「美祢市障害者計画（令和4年度～令和8年度）」は、美祢市の障害者施策に関する基本的な考え方等を定めたものです。

『住み慣れた地域で だれもが安心して暮らせる まちづくり』を基本目標とする、前計画（平成29年度～令和3年度）を引き継ぎつつ、「地域共生社会」の実現に向けて、障害の有無にかかわらず、ともに支え合い、地域の住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、制度間の縦割りを超えた包括的な支援体制の構築を目指してまいります。



基本目標に掲げるまちづくりを実現するためには、福祉事業所や保健・医療機関、行政等関係機関の連携も必要ですが、市民の皆様一人ひとりの障害や障害のある人に対する正しい理解と、障害のある人自身の自立に向けた積極的な取り組みが重要であり、その相互作用が原動力となって、めざす将来像が創造されるものであると考えます。

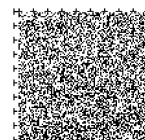
このことから本計画では、障害のある人とない人それぞれへのアンケート調査の結果を基に、市民が一体となって共生のまちづくりについて考え、自ら行動することができるよう、「地域（住民一人ひとり）」「障害のある人」「関係機関」の3つの立場を設け、その時々のご自身の立場で取り組みを考えられること、そして、分かりやすい言葉とキーワードで理解を深め、行動する上での取り組みを容易にすることの2点により構成しております。

本計画のもと、市民の皆様の参画と協働により、だれもが安心して暮らせるまちづくりを推進してまいりたいと考えますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様をはじめ、関係者の皆様、熱心なご審議をいただきました美祢市地域自立支援協議会の委員の皆様、心から感謝を申し上げます。

令和4年3月

美祢市長 藤田 洋司



目次

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 計画の策定体制	4

第2章 障害者等の現状

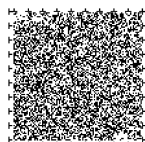
1 人口動態	5
2 身体障害者の現状	7
3 知的障害者の現状	8
4 精神障害者の現状	8
5 難病患者の現状	9
6 障害児の就学の現状	10
7 障害者の雇用の現状	12
8 アンケート調査結果に見る障害者のニーズ等	13

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本目標	21
2 計画の基本方針	21
3 計画の施策体系	22

第4章 施策の現状と課題及び今後の取り組み

【基本方針1】ともに支え合うまちづくり	23
1 理解の促進《障害を知る》	24
2 権利擁護の推進《権利を守る》	29
3 環境整備の促進《安全に暮らす》	32
【基本方針2】安心して暮らせるまちづくり	36
1 相談支援体制の充実《相談する》	37
2 生活支援の充実《地域で暮らす》	39
3 保健・医療の充実《健康を保つ》	43



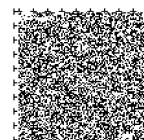
【基本方針3】いきいきと自分らしく社会参加できるまちづくり	46
1 就労・雇用への支援《働く》	47
2 教育・療育への支援《学ぶ》	50
3 社会参加への支援と人材の育成《参加する》	54

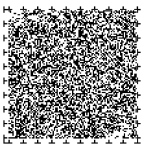
第5章 計画の推進体制

1 関係機関等との連携	59
2 計画の進捗管理	59

資料編

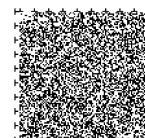
1 美祢市地域自立支援協議会要綱	61
2 美祢市地域自立支援協議会委員名簿	64

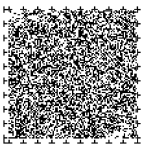




第 1 章

計画の概要





1 計画策定の背景と趣旨

本市では、「障害者権利条約」を実現するための障害者に係る制度改革や障害のある人を取り巻く環境の変化を踏まえ、平成29年3月に「美祢市障害者計画（平成29年度～令和3年度）」（以下「前計画」という。）を策定し、「住み慣れた地域でだれもが安心して暮らせるまちづくり」を基本目標として、障害者施策の推進に努めてきました。

前計画の策定と時期をほぼ同じくして、国は、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現に向けた改革工程（平成29年2月）を発表し、市町村の福祉行政は新たな局面を迎えました。障害者福祉分野においても、国の「障害者基本計画（第4次）」（平成30年3月）では、障害のある人とない人がお互いに、障害の有無にとらわれることなく、支え合いながら社会で共に暮らしていくことが日常となるように国民の理解促進に努め、「地域共生社会」の実現を目指すこととされています。

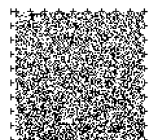
また、令和2年5月には、直近の障害者保健福祉施策の動向等を踏まえ、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の一部改正が行われ、障害者とその介護者の高齢化や親亡き後の問題、地域生活支援拠点等の機能強化、医療的ケアの必要な子どもを含めた障害のある子どもへの支援ニーズ等への対応等が求められました。

本市では令和3年3月に、それを踏まえた「美祢市障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）」を策定しましたが、こうした国の動向や前計画期間中の取り組みの成果を踏まえ、障害者施策全般の見直しを行う必要があります。そこで、障害者施策にかかわる基本的な理念や原則を再確認するとともに、障害者を取り巻く環境の変化と新たな課題やニーズにも対応した新たな「美祢市障害者計画（令和4年度～令和8年度）」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

【障害者施策関連法令などの動向】

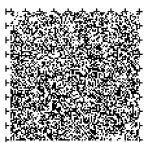
『 』は略称を表しています。

年	国の動き
平成15年	◆支援費制度の発足 ・当事者の選択と契約によるサービス利用の開始
平成17年	○発達障害者支援法 施行 ・発達障害の定義と法的な位置付けの確立 ・乳幼児期から成人期までの地域の一貫した支援の促進 ・専門家の確保と関係者の緊密な連携の確保



年	国の動き
平成 18 年	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者自立支援法 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・3 障害に係る制度の一元化 ・市町村による一元的なサービス提供 ・就労支援の抜本的な強化 ○『バリアフリー新法』 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通施設や建築物のバリアフリー化の推進 ・心のバリアフリーの推進 ○[改正]教育基本法 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校の創設、特別支援教育の推進
平成 19 年	★障害者権利条約署名
平成 21 年	<ul style="list-style-type: none"> ○[改正] 障害者雇用促進法 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用納付金制度対象範囲拡大 ・短時間労働に対応し雇用率制度見直し
平成 22 年	<ul style="list-style-type: none"> ○[改正] 障害者自立支援法 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・応能負担の原則化 ・発達障害を対象として明示
平成 23 年	<ul style="list-style-type: none"> ○[改正] 障害者基本法 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・目的規定及び障害者の定義の見直し ・地域社会における共生 ・差別の禁止
平成 24 年	<ul style="list-style-type: none"> ○[改正] 障害者自立支援法 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援体制の強化 ○[改正] 児童福祉法 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・障害児施設の再編 ・放課後等デイサービスなどの創設 ○『障害者虐待防止法』 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・虐待を発見した者に通報の義務付け ・虐待防止などの具体的スキームの制定 ・障害者権利擁護センター、障害者虐待防止センター設置の義務付け
平成 25 年	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者総合支援法 施行（障害者自立支援法の改正） <ul style="list-style-type: none"> ・基本理念の制定 ・障害者の範囲見直し（難病などを追加） ○『障害者優先調達推進法』 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・国などに障害者就労施設などから優先的な物品調達の義務付け ◆障害者雇用率引き上げ <ul style="list-style-type: none"> ・民間企業 2.0%、国や地方公共団体など 2.3%、都道府県などの教育委員会 2.2%へ ●障害者基本計画（第 3 次）の策定
平成 26 年	★障害者権利条約批准
平成 28 年	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者差別解消法 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・障害を理由とする不当な差別的取り扱いや合理的配慮不提供の禁止 ○[改正]障害者雇用促進法 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者に対する差別の禁止 ・合理的配慮の提供義務 ○[改正]発達障害者支援法 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援 ・就労機会確保に加え定着を支援
平成 29 年	◆『「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」発表
平成 30 年	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者基本計画（第 4 次）の策定 ○[改正] 障害者総合支援法及び児童福祉法 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・障害児福祉計画策定の義務付け ・サービスの新設（就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援）等 ◆障害者雇用率引き上げ <ul style="list-style-type: none"> ・民間企業 2.2%、国や地方公共団体など 2.5%、都道府県などの教育委員会 2.4%へ
令和 2 年	◆「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の一部改正
令和 3 年	<ul style="list-style-type: none"> ◆障害者雇用率引き上げ <ul style="list-style-type: none"> ・民間企業 2.3%、国や地方公共団体など 2.6%、都道府県などの教育委員会 2.5%へ

★：条約関係 ○：法令関係 ●：計画関係 ◆：施策関係 ・：内容の説明

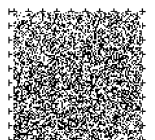
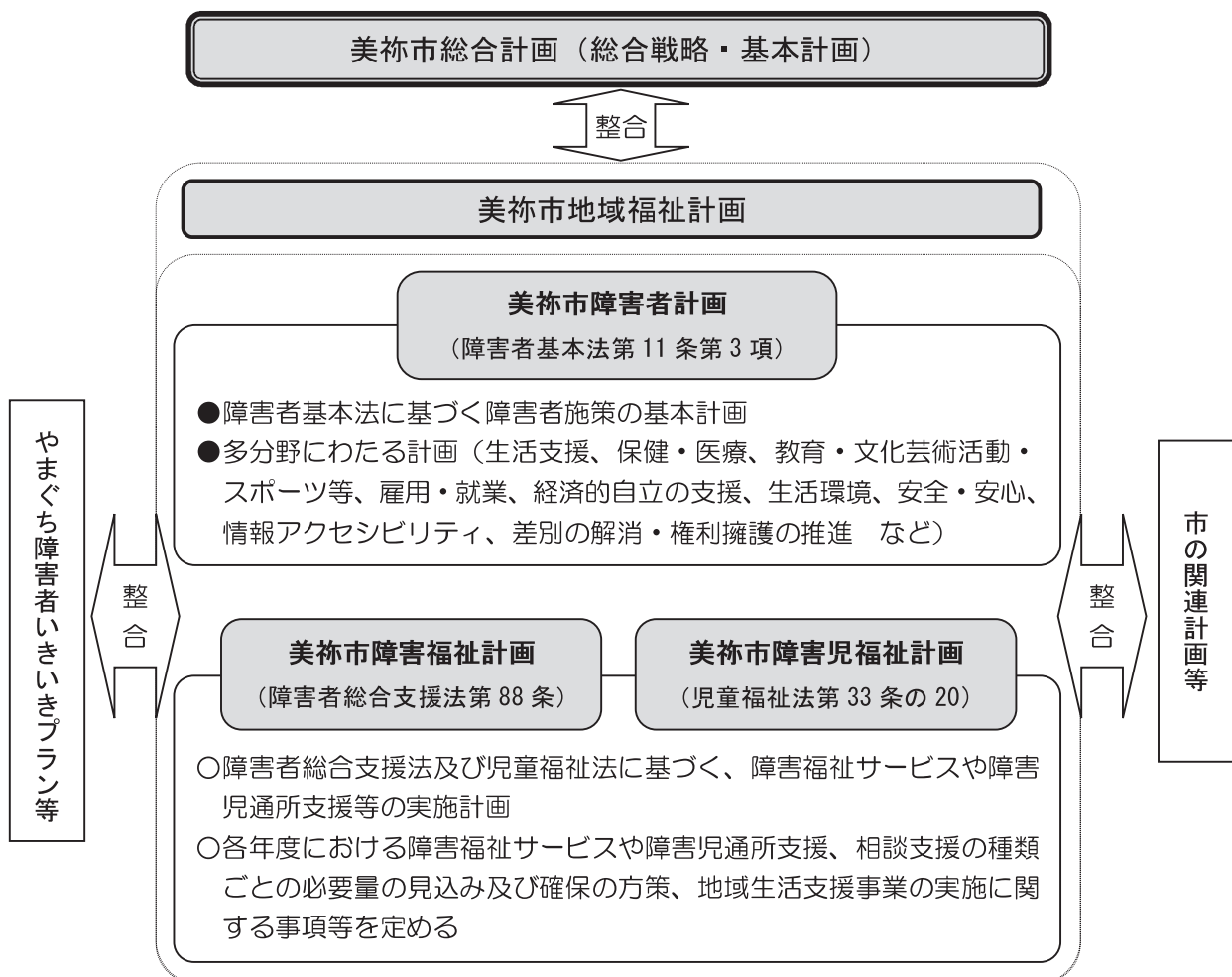


2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に定める「当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」（市町村障害者計画）です。「美祢市総合計画（総合戦略・基本計画）」や「美祢市地域福祉計画」を上位計画としつつ、市における障害者に関連する施策を全体的に把握し、体系づけることで、障害のある人を取り巻く地域環境の整備を計画的に進めるとともに、市民や事業者、各種団体が積極的な活動を行うための指針となる中長期の計画です。

障害者施策に関する計画としては、障害福祉計画及び障害児福祉計画もありますが、それは障害福祉サービス等の提供に関する体制やサービスを確保するための方策等を示す3年を1期として策定する短期の事業計画という位置づけです。

また、本計画は、上位計画である「美祢市総合計画（総合戦略・基本計画）」や「美祢市地域福祉計画」はもとより、市の各種関連計画及び国・県の計画との整合性を図っています。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間です。

平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
前計画 (H29~R3)					本計画 (R4~R8)				
第4期	障害福祉計画 (第5期) 障害児福祉計画 (第1期)			障害福祉計画 (第6期) 障害児福祉計画 (第2期)		障害福祉計画 (第7期) 障害児福祉計画 (第3期)			

4 計画の策定体制

(1) 協議会の実施

本計画策定にあたっては、幅広く関係者の意見を反映するため、学識経験者や医師のほか、障害者団体の代表などからなる「美祢市地域自立支援協議会」において審議を行いました。

(2) 障害者計画策定のためのアンケート調査の実施

本計画の策定に先立ち、障害のある人の日常生活の状況や障害者福祉施策に関する要望、障害のない人の障害のある人との関わりや障害者福祉に関する意識等を把握し、策定の基礎資料とする目的で、アンケート調査を実施しました。

●アンケート調査の実施概要

調査対象	①本市内在住の障害者手帳を持っている方 800 人（無作為抽出） ②本市内在住の障害者手帳を持っていない方 400 人（無作為抽出）
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和3年9月1日～令和3年9月17日
回収結果	①配布数：800 件 有効回収数：457 件（有効回収率：57.1%） ②配布数：400 件 有効回収数：162 件（有効回収率：40.5%）

(3) パブリックコメントの実施

令和4年1月に、計画案を公表し、市民からの意見募集を行いました。

